

福岡広域都市計画地区計画の決定（那珂川市決定）

上梶原内河地区 地区計画を次のように決定する。

告示日 令和 8 年 月 日（那珂川市告示第 号）

名 称		上梶原内河地区 地区計画	
位 置		那珂川市 大字上梶原の一部	
面 積		約 1 1 . 6 h a	
地区計画の目標		本地区は、那珂川市の東部に位置し、春日市との市境に接する「旧春日原ゴルフ場跡地」を含む区域である。長期間にわたり低未利用な状態が続いており、その有効活用と環境改善が課題となっている。隣接する春日市側の区域においては、既に地区計画の変更が行われ、荒廃地の環境改善とデータセンターの誘致を目的とした一体的な都市基盤の整備が進められている。 本計画は、那珂川市都市計画マスタープランに即し、春日市側と連携して広域的な視点から土地利用の整合を図り、遊休化・荒廃している土地を再生するため、周辺の静穏な環境に適したデータセンター等の次世代型産業の立地を適正に誘導することを目標とする。 あわせて、周辺の住環境や自然環境と調和するよう、建築物の用途を厳格に制限することで無秩序な開発を防止し、秩序ある適正な土地利用への転換を推進する。	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区の静穏な環境を活かし、データセンター等の高度情報通信基盤の立地を図る。無秩序な開発や周辺環境に悪影響を及ぼす施設の立地を防止するため、建築物の用途を厳格に制限し、周辺の市街地環境や自然環境と調和した良好な産業拠点を形成する。	
	建築物等の整備方針	本地区の目標とする環境改善と産業拠点の形成を図るため建築物の用途をデータセンター及びこれに附属する施設等に限定する。	
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	上梶原内河地区
		地区の面積	約 1 1 . 6 ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	データセンター及び附帯施設以外の建築物は 建築してはならない。

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」